

成績評価基準および進級、卒業要件（学生の手引きより抜粋）

1. 学習に対する心構え

- ・指導方針、カリキュラムに従って短期間に豊富な知識と各種技能を修得するため、ハードな学習になりますが確実に理解するよう努めましょう。
- ・学習の基本は反復にあります。授業に集中し、理解するよう努めることはもちろん、予習、復習を絶やさないようにしましょう。
- ・スペシャリストを目指すという目標を常に念頭において学習しましょう。

2. 学生証について

- ・学生証は、本校の学生であることを証明するものであるため、常に携帯してください。
- ・各種証明書の発行、通学定期券の購入や学割利用の際も学生証が必要です。
- ・紛失した学生証は悪用される恐れがあるので管理には十分注意しましょう。なお、学生証を紛失した場合は、ただちに担任・事務局に届け出ましょう。
- ・記載事項に変更が生じた場合は、速やかに担任及び事務局に届け出てください。
- ・本校学生の身分を喪失した場合は、速やかに担任に返納してください。
- ・伝統文化と環境福祉の専門学校に在籍する学生には各人に学籍番号が付与されます。本校におけるほとんどの手続きは、特別の事情のない限り、この番号によって処理されます。学生番号は原則として変更することはありません。

3. 出席・欠席・遅刻・早退

出席：各科目毎で80%以上の出席率未達成の学生は期末試験受験の対象とはなりません。

よって試験を受けられなくなります。

欠席：欠席する人は、前日までに「欠席届」を提出してください。学生として、社会人としても学習、生活に関する最も基本的姿勢を表すものが出欠席です。従って、授業への出席に関しては学生自らが強い自覚を持たなければなりません。

遅刻・早退：授業開始後15分未満の遅刻、授業終了前15分未満の早退をする場合は、「遅刻・早退届」を提出してください。

① 欠席

ア. 1日の内の何時間かを休んだり、遅刻してきたものすべてをいいます。

イ. 欠席をする場合は事由が明らかな場合は前日までに「欠席届」を担任に提出しなければなりません。

ウ. 事前の届出ができなかった欠席についても、事後に「欠席届」を必ず提出しなければなりません。

エ. 授業開始後15分以上遅刻した場合は欠席となります。

（交通機関、その他の理由の遅れによる証明書のある場合はこの限りではありません）

オ. 無届欠席は卒業・進級判定会議において不利な要素となります。

② 遅刻・早退

遅刻・早退は、2回で1科目の欠席とします。

③ 届出欠席

担任もしくは学校事務局へ連絡してください。

ア. 欠席する学生は、前日までに、「欠席届」を提出することを原則とします。

イ. やむを得ない場合で、当日 9:30 までに、連絡のあった学生も届出欠席として認めます。

なお、その連絡が電話等でなされた場合は、1週間以内に「欠席届」を担任に提出しなければなりません。

ウ. イの場合で、欠席が2日以上に及ぶ場合は、必ずその日その日に連絡が必要となります。(連絡なき場合は、無届欠席となります)

エ. 3日以上、連続して欠席する(した)場合は、「欠席届」提出の際に、その理由欄に保護者の印が必要となる場合があります。なお、傷病の場合は、医師の診断書をこれに代えることができます。法定伝染病の場合は、学校伝染病による出席停止扱いについて、学校保健法第12条に定めるところにより、「学校伝染病罹患報告書」または「診断書」を担任まで提出してください。

オ. 無届出欠席は卒業・進級判定会議において不利な要素となります。

④ 公欠基準

公欠届が提出された場合のみ、次のような場合は公欠とし、欠課数、欠席数に数えません。

ケース		日数
・親族の不幸(忌引)	同居の場合	5日
	別居の場合	3日
・親族の結婚	同居の場合	3日
	別居の場合	2日
・父母、兄弟の危篤		2日
・就職年次の就職活動(説明会、試験、面接)		参加に必要な最低限の日数
・内定先から正式に依頼のあった研修		参加に必要な最低限の日数
・法定伝染病		医師の診断に基づく日数
・居住地の天災		校長が認める日数
・交通機関の停止により、登校不可能の場合		復旧するまでの日数
・その他、学校長が必要と認めたもの		校長が認める日数

※実家が遠方の場合の移動日数については、上記日数に含みません。

4. 卒業・進級基準

学科80%以上出席

成績評価がすべてC以上

*上記基準を満たせない学生は留年となります。

5. 卒業・進級判定会議

卒業・進級判定会議とは、科目認定保留学生（1科目でも定期試験の受験資格を失った学生および追試験に合格しなかった学生）に関し、科目認定試験の受験を認めるかどうか、または留年となるかを判定する会議です。

6. 成績評価

授業科目の成績評価は学年末において、各学期末に行う試験や実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。各学年において学則に定める授業時間数の80%以上に満たない者については、当該科目の成績評価を受けることができません。

① 成績評価は、原則として各科目をその期末毎に行います。

(注) 同一名称であっても、末尾にⅠ・ⅡあるいはA・B等の記号の付されているものは、それぞれ別の科目になります。

② 成績評価は、期末試験、提出課題、出席率、積極的な姿勢、確認テスト、ホームワーク状況、検定取得状況等の資料によってなされます。

③ 算出法

a. 成績評価はA, B, C, Dの4段階になります。

b. 実習・実技等の科目は、試験又はレポート、課題を課し、その成績と普段の授業態度等を含めて評価いたします。ただし、レポート、課題の未提出者はD評価となります。

④ 細則

a. 評価基準

学科の科目は100点満点換算で次の基準とします。

A (100～80) B (79～70) C (69～60)

D (59～0・不合格または未受験)

7. 試験に対する注意事項

① 定期試験受験資格

科目終了時に、当該科目の出席率を集計し、学科80%以上の出席率未達成の学生及びレポート、課題が未提出の学生は試験受験の対象となりません。

② 定期試験

定期試験結果（前期・後期試験結果）で絶対評価を行います。定期試験の結果と普段の授業態度、確認テスト、出席率、ホームワーク状況、提出課題を評価要素として最終評価となります。最終評価で59点以下の者は、再試験等を行います。

③ 再試験

a. 最終評価でD評価の学生は、再試験を行い合格の機会を設けます。

b. 再試験の合格者はその点数にかかわらず、原則としてC評価となります。

c. 再試験に合格しない学生は、科目認定保留となり、進級判定会議の対象者となり

ます。

- d . 出席率未達成の学生は科目認定保留となり、進級判定会議の対象者となります。
- e . 再試験を受験する場合は別途受験料を納入してください。（1科目につき 1,000円）

④ 科目認定試験（試験同様の扱いで課題とする場合もあります）

- a . 科目認定試験の受験を認められた学生が受験します。
- b . 科目認定試験を受験する場合は別途受験料を納入してください。（1科目につき 2,000円）ただし、定期試験を受験できなかった正当な理由がある場合は別日に追試験（定期試験同様の扱い）を設けます。
- c . 科目認定試験の合格者はその点数にかかわらず C 評価となります。
- d . 科目認定試験の不合格者は留年となります。

⑤ 定期試験受験の諸注意

- a . 試験は厳正に受験しなければなりません。もし不正の行為があれば厳重な処分（退学または停学）を受けることになります。
- b . 携帯・PHS 電話・モバイル端末は持ち込みを禁止します。但し電源が切れていればその限りではありません。
- c . 科目終了時に当該科目の出席率を集計し、学科 80%以上の出席率に満たない学生は試験受験の対象となりません。
- d . 指定された席に正しく着席し、所持品は全て机の中あるいは机の脚もとに置いてください。机上に必要なもの以外を置くことを禁じます。
- e . 答案は試験場を退出するときには必ず提出してください。試験用紙の室外への持ち出しは厳禁します。
- f . 15分を経過しての遅刻者は原則として受験できません。（交通機関その他理由の遅れによる証明書がある場合は除きます）
- g . 試験場に入場した学生は、原則として試験開始後 30分経過しなければ退場を認めません。
- h . 受験中は筆記用具等の貸借を厳禁します。
- i . 病気により受験できなかった学生に対しては、医師の診断書等の提出を条件に追試験の受験を認めます。
- j . 公欠基準や病気以外の理由により受験できなかった学生は、原則として追試験を認めません。
ただし、公欠基準や病気に準ずる理由があれば考慮の対象となります。この場合、事由書等の証明書及び申請書を担任に提出し、各主任、教務課長の承認を得なければなりません。
- k . 試験を受ける際は、必ず学生証を提示しなければなりません。
万一、忘れた場合は事務局にて仮学生証（¥100）を発行してもらってください。

い。

以上の諸注意を守り、厳正に試験を受験してください。

⑤ 成績表

成績表は各期末に作成し、保護者宛に郵送します。

8. 称号、資格

① 2年課程以上の教育課程を終了した者には専門士の称号を授与します。

② 介護福祉学科において、本校所定の教育課程を終了した者は、介護福祉士国家試験受験資格を取得することができます。

9. 入学、休学及び退学、除籍等

① 入学資格

本校の入学資格は次のとおりとします。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 文部科学大臣の定めるところにより前号に準ずる学力があると認められる者

(3) 本校の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達した者

② 入学時期

本校の入学時期は毎年4月とします。

③ 入学手続き

本校の入学手続きは次のとおりとします。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の入学願書に必要事項を記載し、高等学校卒業証明書等の書類を添付し、入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学を許可する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに入学金を添え、入学手続きを取らなければならない。

(4) 前号に定める手続きが所定の期日までに終われないときは、入学許可を取消すことがある。

④ 転入学

本校の入学資格を有する者で転入学を希望する者があるときは、その者が現に在籍する学校等の教育内容及び履修状況が本学と同等であると認め、かつ欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがあります。但し、介護福祉学科はこれを認めません。

前項の許可を受けようとする者は、転入学願に現に在籍する学校の在籍証明書と成績証明書を添付して提出しなければなりません。

⑤ 休学、復学

学生が病気その他の事由により引続き1箇月を超えて出席することができない場

合は休学届を提出し、その許可を得て休学することができます。

休学の期間は1年以内とします。但し、前項の許可を得た者が延長願を提出し、やむを得ないと認めたときは、その期間を延長することができます。但し、休学の期間は、通算して2年を超えることはできません。

休学の期間は在籍の期間に参入しません。

休学した者が復学を希望する場合は復学届を提出し、その許可を得なければなりません。

⑥ 停学

学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命じることができます。

(1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合

(2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合

(4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

※前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他休業日を含むものとする。

⑦ 退学

退学しようとする者は、退学届を提出し承認を受けなければなりません。

また、学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命じることができます。

(1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合で特に悪質と判断された場合

(4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

⑧ 出席停止

学生が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に感染し、医師が出席停止措置を指示した場合、当該生徒に対して出席停止を命じることができます。

⑨ 除籍

次の各号の一に該当する者がある場合はこれを除籍することができます。

(1) 修業年限の2倍を超える者

(2) 休学期間を超えても復学できない者

(3) 授業料その他の納付金の納入を怠り督促を受けた後30日以内に納付しない者

(4)行方不明届が提出された後 2 年が経過した者

(5)死亡届が提出された者

⑩ 身上事項の異動

学生及び保護者、保証人の氏名、住所等の変更等、身上事項に異動がある場合は、速やかに届け出なければなりません。